

平成22年度大阪市浪速区役所ホームページバナー広告募集要項

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、大阪市浪速区役所のホームページにバナー広告枠を設け、次のとおり募集します。

1 媒体の概要

- (1) 大阪市浪速区役所ホームページ トップページ
URL <http://www.city.osaka.lg.jp/naniwa/>
- (2) アクセス件数 月間 約7,000件（平成21年12月実績）
（参考データであり、アクセス件数の保証ではありません。）
- (3) ホームページのレイアウト変更等により、予告なく掲載位置の変更や掲載ページ数の増減が生じる場合があるのでご了承ください。
- (4) バナー広告の掲載位置については指定できません。

2 バナー広告の規格等

- (1) サイズ 縦60ピクセル×横120ピクセル
- (2) ファイル形式 GIF(アニメ可)、JPEG、PNG
- (3) データ容量 4KB(キロバイト)程度

3 掲載期間 平成22年4月1日～平成23年3月31日

- (1) 広告を掲載する期間は、暦月の1か月単位を基本とします。(月単位の延長可)
- (2) 更新は原則として掲載期間の初日(閉庁日のときは、翌開庁日)の午前中に行います。
- (3) メンテナンス等によりホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含まれます。

4 掲載料金 1枠あたり 月額5,000円(税込)

5 募集期間 広告掲載希望月の前月の10日(閉庁日のときは、翌開庁日)まで

6 広告掲載の申込 掲載の申込みは、大阪市浪速区役所ホームページバナー広告掲載申込書をダウンロードして、バナー広告の見本を添えて、募集期間内に浪速区役所区民企画担当(市民活動推進)まで提出してください。

7 広告掲載の決定 浪速区役所において、バナー広告掲載申込書等受領後、大阪市浪速区役所広告掲載審査委員会において審査を行い、掲載の可否の決定通知を通知します。なお、審査上必要と認められるときは、追加の資料を求めることがあります。

8 原稿の作成及び提出

- (1) 掲載が決定した広告の原稿については、指定する期日までに大阪市浪速区役所ホームページバナー広告表現ガイドラインに従って作成し、浪速区役所区民企画担当(市民活動

推進)へ提出してください。

(2) 広告原稿の作成にかかる一切の経費は、申込者の負担とします。

9 広告料金の支払と還付

広告料金は、大阪市が発行する納入通知書により、指定期日までに大阪市の指定金融機関に一括前納してください。

なお、徴収した広告料金は還付しません。ただし、大阪市浪速区役所広告掲載審査委員会が認める場合に限り、その全部または一部を還付することができます。

10 広告掲載の取消

次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消します。

- (1) 広告が、編集・発行上支障となる時
- (2) 指定する期日までに広告料の納付がないとき
- (3) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (4) その他必要と認めるとき

11 その他

- (1) 掲載内容については、消費者関係法をはじめとする関係法令、「大阪市広告掲載要綱」及び「大阪市浪速区役所ホームページにかかるバナー広告掲載要領」などに適合し、かつ、区のホームページの品格を損なわないものとしてください。
- (2) 掲載内容等について疑義が生じた場合は、その都度浪速区役所と協議してください。
- (3) 本募集要項に記載のない事項については、必要に応じ浪速区役所と広告主双方協議のうえ定めます。

12 申込み・問合せ先

大阪市浪速区役所 区民企画担当（市民活動推進）

所在地：〒556-8501 大阪市浪速区敷津東1丁目4番20号

T E L : 06-6647-9683 F A X : 06-6631-9999

メールアドレス：tj0002@city.osaka.lg.jp